

令和8年度 市・府民税 人的控除一覧

扶養（配偶者）控除額一覧

配偶者特別控除					
配偶者の 合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万 円超
58	万円超	33万円	22万円	11万円	0
100	万円以下				
100	万円超	31万円	21万円	11万円	0
105	万円以下				
105	万円超	26万円	18万円	9万円	0
110	万円以下				
110	万円超	21万円	14万円	7万円	0
115	万円以下				
115	万円超	16万円	11万円	6万円	0
120	万円以下				
120	万円超	11万円	8万円	4万円	0
125	万円以下				
125	万円超	6万円	4万円	2万円	0
130	万円以下				
130	万円超	3万円	2万円	1万円	0
133	万円以下				
133	万円超	0	0	0	0

特定親族特別控除			
扶養親族の 合計所得金額		住民税 控除額	所得税 控除額
58	万円超	45万円	63万円
85	万円以下		
85	万円超	45万円	61万円
90	万円以下		
90	万円超	45万円	51万円
95	万円以下		
95	万円超	41万円	41万円
100	万円以下		
100	万円超	31万円	31万円
105	万円以下		
105	万円超	21万円	8万円
110	万円以下		
110	万円超	11万円	4万円
115	万円以下		
115	万円超	6万円	2万円
120	万円以下		
120	万円超	3万円	0
123	万円以下		

その他の人的控除		
控除名称	対象者年齢	控除額
配偶者控除	昭和31年1月2日以後生	33万円
老人配偶者控除	昭和31年1月1日以前生	38万円
一般扶養控除	昭和31年1月2日以後生～平成15年1月1日以前生 平成19年1月2日以後生～平成22年1月1日以前生	33万円
特定扶養控除	平成15年1月2日以後生～平成19年1月1日以前生	45万円
老人扶養控除	昭和31年1月1日以前生	38万円
同居老親扶養控除	昭和31年1月1日以前生 ※納税義務者または納税義務者の配偶者の直系尊属に限る	45万円
年少扶養控除	平成22年1月2日以後生	0円
普通（扶養）障害者控除	年齢要件なし	26万円
特別（扶養）障害者控除		30万円
同居特別障害者控除		53万円

※障害者控除の区分は下記の障害者控除一覧を参考にしてください。

寡婦・ひとり親控除

控除名称	控除額
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円

配偶関係			死別		離婚		未婚		
本人所得			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
女性	扶養親族	あり	子	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×
			子以外	寡婦控除	×	寡婦控除	×	×	
		なし	寡婦控除	×	×		×		
男性	扶養親族	あり	子	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×
			子以外	×		×		×	
		なし	×		×		×		

障害者控除一覧

控除名称	控除額
(その他の) 障害者	26万円
特別障害者	30万円

障害者控除適用関係一覧表（所得税法施行令第10条第1項各号及び第2項各号より）

号	内容	控除区分		証明書類
		(その他の) 障害者	特別障害者	
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者		左記の者	(医師の診断書等)
	児童相談所 知的障害者更正相談所 精神保健福祉センター 精神保健指定医	により知的障害者と判定されたもの	療育手帳の表示が「B」(知的障害者)の者	療育手帳の表示が「A」(重度の知的障害者)の者
2	精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害等級が2級または3級の者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳
3	身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者福祉手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	障害の程度が3級以下の者	障害の程度が1級または2級の者	身体障害者手帳
4	戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が右記以外の者	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項までの者	戦傷病者手帳
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者		原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている者	厚生労働大臣による認定書 かつ被爆者手帳
6	常に就床を要し、複雑な介護を要する者		引き続き6月以上にわたり就床を要し、介護を受けなければ便等を行うことができない状態の者	介護保険課での証明書
7	精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号または第3号に掲げる者に準ずる者として市町村長または特別区の区長（社会福祉事務所が介護業務を行っている場合は、その長）の認定を受けている者	障害の程度が第1号または第3号に準ずる者のうち、特別障害者に該当しない者	障害の程度が第1号または第3号の特別障害者に準ずる者	市町村長等の証明書(*)

(*)岸和田市においては、福祉事務所長が発行する障害者控除認定書が必要。